平成２３年（フ）第１８７６号
福岡県筑紫野市大字山家2703番地２
破産者　株式会社セーフティー産業
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８１９号
仙台市宮城野区中野字神明142番地の３
破産者　株式会社エムエーピー
１　決定年月日　平成24年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１００３号
仙台市若林区南小泉４丁目４番16―301号、従前の住所千葉市稲毛区小深町69番地　リビングタウン稲毛の杜Ｂ棟201号
破産者　鎌田　卓也
１　決定年月日　平成24年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９６３号
栃木県宇都宮市宿郷１丁目９番16号
破産者　梁俊沢こと　梁　　真一
１　決定年月日　平成24年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４１号
栃木県宇都宮市鶴田町3204番地８
破産者　有限会社ミヤシンホーム
１　決定年月日　平成24年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４４号
栃木県さくら市氏家3508番地29　ダイサンコーポ106―105、前住所栃木県宇都宮市東宝木町３番３号　カーサ・エルドラード301
破産者　大垣　吉宏
１　決定年月日　平成24年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７３号
栃木県佐野市茂呂山町２番地８
破産者　中村　喜之
１　決定年月日　平成24年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３７７号
栃木県真岡市台町4236番地　こだまヶ丘ハイツⅢ101号、前住所栃木県真岡市荒町1040番地
破産者　大橋美智恵
１　決定年月日　平成24年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３７８号
栃木県真岡市台町4236番地　こだまヶ丘ハイツⅢ101号、破産開始決定時の住所栃木県真岡市台町4236番地　こだまヶ丘ハイツⅢ101号
破産者　大橋比佐子
１　決定年月日　平成24年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４３０号
栃木県宇都宮市下戸祭１丁目６番１号
破産者　株式会社八永
１　決定年月日　平成24年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４３１号
栃木県宇都宮市駒生町1741番地１、前住所栃木県宇都宮市睦町４番７号　グランドハイツ睦町312号室
破産者　髙内　麻八（旧姓宮田）
１　決定年月日　平成24年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５８４号
栃木県宇都宮市古田町743番地３
破産者　人見　栄志
１　決定年月日　平成24年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７５６号
栃木県芳賀郡市貝町大字市塙1506番地２、前住所栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽3781番地28
破産者　遠藤　次男
１　決定年月日　平成24年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６９４号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸2932番地１
破産者　株式会社イシカワ
１　決定年月日　平成24年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５４２号
相模原市中央区並木４丁目10番地
破産者　有限会社ドレス笠井
１　決定年月日　平成24年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４９７号
金沢市末町12の４番地12
破産者　有限会社稜南建設
１　決定年月日　平成24年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２１５５号
福岡県大野城市栄町２丁目５番18号
破産者　株式会社谷運動具店
１　決定年月日　平成24年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３５号
千葉県山武郡芝山町小池2518番地の１
破産者　有限会社小池農機商会
１　決定年月日　平成24年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１３８３号
東京都国分寺市東恋ケ窪４丁目13番地４
破産者　有限会社鈴木宝飾工芸社
１　決定年月日　平成24年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２８６８号
横浜市西区南浅間町24番地４パークアヴェニュー405号
破産者　株式会社吉祥
１　決定年月日　平成24年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９３１号
神奈川県藤沢市湘南台３丁目16番地の２
破産者　株式会社ＩＮＴＩ　ＦＡＭＩＬＩＡ
１　決定年月日　平成24年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部